

付録4 公害年表

(1) 明治～昭和52年度

年月	事項
明10年5月	○鋼折、鍛冶、湯屋三業者心得方（鉄工業、かじや、風呂屋は人家の密集していない場所へ移転すること、近隣住民の承諾書をとること等を規定）制定
17年	○煤煙取締令（島之内、船場において鍛冶、銅吹工場の建設を禁止）制定
21年	○煤煙発生工場の建設禁止令（旧大阪市内に煙突を立てる工場建設を禁止し、既設工場は東成郡、西成郡に強制移転）制定
29年2月 4月	○製造場取締規則（製造場に対し、公害に係る許可制をとりいたもので、我が国で最初に「公害」という用語を使用）制定 ○河川法 制定
39年11月	（大阪アルカリ会社硫酸ガス事件発生（被害者37名社会問題化））
44年3月	○工場法 制定
大9年12月	○工場取締規則（ばい煙、粉じん、廃液等を排出し、人の健康を害するおそれのあるときは、設備の変更及び禁止を命令）制定
昭7年6月	○煤煙防止規則（都市計画区域内において、一定濃度以上のばい煙発散を禁止した我が国初のばい煙排出規制令）制定
23年7月	○へい歎処理場等に関する法律 制定
25年8月	○大阪府事業場公害防止条例 制定
29年4月	○大阪府事業場公害防止条例 制定（全面改正）
31年6月	○工業用水法 制定
32年6月	○自然公園法 制定
33年4月	○下水道法 制定
33年12月	○公共用水域の水質の保全に関する法律 制定
34年1月 3月	○工場排水等の規制に関する法律 制定 ○工業用水法に基づく地下水の採取 規制（大阪市地域）
7月	○工場立地法 制定 (大阪第2飛行場を大阪国際空港に改称—国際線就航—)
36年4月 10月	○商工部に公害課 設置 ○中小企業公害防止資金特別融資制度 創設
12月	○大気汚染濃度測定 開始（二酸化鉛法による硫黄酸化物）
37年5月 6月	○建築物用地下水の採取の規制に関する法律 制定 ○ばい煙の排出の規制等に関する法律 制定
38年1月 7月	○水質保全法に基づく水域 指定（淀川上流） ○ばい煙規制法に基づく地域 指定（大阪市及びその周辺地域）並びに排出基準 設定
10月	○大阪府公害対策審議会 設置
39年6月 7月	○近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律 制定 ○ばい煙等人体影響調査 開始
10月	（東海道新幹線開通）
40年6月 10月	○公害防止事業団法 制定 ○大阪府事業場公害防止条例 制定（全面改正） ○工業用水法に基づく地下水の採取 規制（北摂地域）
11月	○水質保全法に基づく水域 指定（大和川）

年 月	事 項
昭40年11月 12月	○阪神広域スマッグ対策実施要綱 制定 ○夜間（23時～6時）ジェット機離着陸禁止
41年 4月 6月 9月	○条例に基づき規制基準 制定（ばい煙、粉じん） ○企画部に公害室（企画調整課、指導課）を設置し、衛生、商工両部の業務を引継ぐ ○工業用水法に基づく地下水の採取 規制（東大阪地域） ○新車の排出ガス規制 実施（CO濃度3%）
42年 6月 8月	○下水道整備緊急措置法 制定 (阿賀野川有機水銀中毒事件の被害者、昭和電工を相手に訴訟提起（四大公害訴訟の第1号、46年9月判決）) ○公害対策基本法 制定
9月	○船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律 制定 ○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 制定 (四日市市のぜんそく患者、昭和四日市石油など第一コンビナート関係6社を相手に訴訟提起（47年7月判決）)
43年 3月 4月 6月 8月 9月 11月	○イタイイタイ病患者、三井金屬鉱業を相手に訴訟提起（47年8月判決） ○自動車排出ガスアイドリング調整、府民運動 展開 ○大気汚染防止法、騒音規制法 制定 ○都市計画法 制定 ○厚生省、水銀による環境汚染防止暫定対策要領を都道府県知事に通達
44年 2月 4月 6月 7月 10月 11月 12月	○公害監視センター（庶務、監視、検査各課及び調査室） 設置 ○大気汚染防止法に基づく指定地域に係る排出基準 設定 ○二酸化硫黄の環境基準 開議決定 ○水質保全法に基づく水域 指定（淀川下流、神崎川、寝屋川、大阪市内河川） ○騒音規制法に基づく地域 指定（17市） ○ブルースカイ計画（第1号） 策定 ○新車の排出ガス規制 強化（CO濃度2.5%） (水俣病患者家庭互助会の一部、チッソを相手に訴訟提起（48年3月判決）) ○大気汚染防止法に基づく特別排出基準 設定（SOxのK値強化） ○大阪府公害防止条例 制定 ○ブルースカイ計画（第2号） 策定 ○航空機騒音軽減措置 告示 ○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法 制定 (航空機騒音をめぐって大阪国際空港周辺住民、国を相手に訴訟提起（49年2月判決）)
45年 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月	○一酸化炭素環境基準 開議決定 ○条例に基づく規制基準 設定 ○公害室を企画調整、大気、水質騒音の3課に拡充 ○水質汚濁に係る環境基準 開議決定 ○騒音規制法に基づく地域 指定（7市） ○水質汚濁に係る環境基準強化（総水銀、大腸菌群数の追加等） ○公害紛争処理法 制定 (我が国最初の光化学スマッグ東京都に発生) ○光化学スマッグ暫定対策実施要綱 制定 ○自動車排出ガスの量の許容限度 改正（使用過程車） ○水質保全法に基づく指定水域に健康項目の水質基準 追加

年 月	事 項
昭45年 8月	○自動車排出ガス街頭検査初めて実施
9月	○水質環境基準の水域類型 指定（淀川ほか19河川）
11月	○大阪府公害対策本部 設置 ○生活環境部設置に伴い、公害室を移管し、企画調整課を公害対策課に改称 ○生活環境部に環境整備課 新設 ○大阪府公害審査会 設置
12月	○阪神広域大気汚染対策実施要綱 制定 (カドミウム環境汚染問題 発生(八尾地区等)) ○水質汚濁防止法、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律、海洋汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の公害関係14法 制定・改正
46年 2月	○大阪産業廃棄物処理公社 設立
3月	○大阪府公害防止条例 制定(全面改正)
4月	○大阪府公害対策審議会 設置 ○バス専用・優先レーン対策 実施 ○騒音規制法に基づく地域 指定(7市1町)
5月	○公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 制定 ○騒音に係る環境基準 開議決定
6月	○悪臭防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 制定 ○大気汚染防止法に基づき有害4物質について排出基準 設定
7月	○環境庁 設置
8月	○光化学スモッグ被害、本府に初めて発生
9月	○条例に基づき排出・設備・燃料・原料基準 設定 ○条例に基づき地下水の採取規制地域 設定(東大阪地域)
10月	○大阪府水質審議会 設置
11月	○新ブルースカイ計画 策定 ○大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱 制定 ○阪神広域大気汚染緊急時対策実施要綱 制定 ○硫黄酸化物緊急時対策実施要領 制定 ○浮遊粒子状物質緊急時対策実施要領 制定 ○二酸化窒素緊急時対策実施要領 制定 ○阪神広域大気汚染硫黄酸化物緊急時対策実施要領 制定 ○大気汚染防止法に基づき燃料使用基準 設定 ○BHCの使用全面禁止(農薬取締法の一部改正による)
12月	○水質環境基準の水域類型 指定(大阪湾等) ○公害室水質騒音課を水質課に改称、特殊公害課 新設 ○環境庁長官「環境保全上緊急を要する航空機騒音について(22時～7時の飛行禁止)」運輸大臣に勧告
47年 1月	○浮遊粒子状物質環境基準 告示
4月	○郵便機を除く夜間(22時～7時)航行規制 実施 ○騒音規制法に基づく地域 指定(11町2村) (PCB環境汚染問題発生(豊中市))
6月	○オキシダント(光化学スモッグ)緊急時対策実施要領 制定 ○自然環境保全法 制定、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法 改正(無過失責任規定) ○自動車排出ガスの量の許容限度の設定方針(日本版マスキー法)告示
10月	

年 月	事 項
昭47年10月	○水質汚濁防止法に基づく規制対象 拡大 (畜舎等) ○土壤汚染防止法で規制する特定有害物質として銅を追加 ○自動車排出ガスの量の許容限度 改正 (使用過程車の規制)
12月	○大阪地域公害防止計画 策定 ○騒音に係る環境基準の類型指定 告示 ○自動車排出ガスの量の許容限度 設定 (48年度規制) ○環境庁長官「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道騒音対策について」運輸大臣に勧告 ○自動車排出ガス減少装置の取付け義務化 告示 (道路運送車両法改正)
48年 1月	○大気環境容量の具体的な数値 発表
3月	○水質環境基準の水域類型 指定 (石津川等泉州20河川) ○大阪府自然環境保全条例 制定
4月	○衛生部に環境保健課 設置 ○悪臭防止法に基づき指定地域、規制基準 設定
5月	○大気の汚染に係る環境基準 告示
6月	○環境月間 創設 (毎年6月)
8月	○大気汚染防止法に基づき窒素酸化物の排出基準 設定
9月	○大阪府環境管理計画 策定 ○都市緑地保全法 制定
10月	○瀬戸内海環境保全臨時措置法 制定 ○公害健康被害補償法 制定
12月	(関西電力多奈川第2火力発電所の建設禁止訴訟提起) ○航空機騒音に係る環境基準 告示
49年 1月	○自動車排出ガスの量の許容限度 設定 (50年度規制) ○大気清浄化計画第1次重点工場に係る窒素酸化物削減計画 策定
2月	○郵政省、大阪国際空港における深夜便飛行廃止 決定
3月	○大気汚染防止法の規定による排出基準及び水質汚濁防止法の規定による排水基準を定める条例 (上乗せ条例) 制定
4月	○公害監視センターの検査課を大気検査、水質検査、騒音検査の3課に拡充 ○府警察本部防犯部に公害課 新設 ○環境科学センター設立準備室 設置
5月	○大阪国際空港周辺整備機構 設立 ○関西電力㈱と多奈川第2発電所の建設に伴う公害等防止協定 締結 ○自動車排出ガスの量の許容限度 設定 (軽油車のジーゼル黒煙等)
6月	○国土利用計画法 制定
7月	○大阪府産業廃棄物処理計画 策定
9月	○騒音に係る環境基準のAA地域 (周辺に療養施設などがあり特に静穏を要する地域) 指定
10月	○水銀についての水質環境基準、排水基準 強化
11月	○水質汚濁負荷量削減計画 (有機性汚濁物質) 策定 (上乗せ排水基準の改正強化)
12月	○硫酸酸化物に係る総量規制地域 指定 (大阪市、堺市等) ○阪和広域大気汚染対策実施要綱 制定
50年 1月	○水質汚濁防止法に基づく規制対象 拡大 (旅館等) ○大気清浄化計画第2次重点工場に係る窒素酸化物削減計画 策定 ○全固定発生源に対する窒素酸化物削減実施計画 策定

年 月	事 項
昭50年 1月	○条例に基づき地下水の採取規制区域 設定（泉州地域）
2月	○自動車走行総量抑制策に関する提言（自動車問題研究班から） ○PCBを水質環境基準、排水基準に追加
7月	○自動車排出ガスの量の許容限度 設定（51年度規制）
10月	○新幹線鉄道騒音に係る環境基準 閣議決定
12月	○水質環境基準の水域類型 指定（芥川等13河川） ○石油コンビナート等灾害防止法 制定
51年 5月	○硫黄酸化物に係る総量規制地域 第2次指定（岸和田市等） ○水質汚濁防止法に基づく規制対象 拡大（浄水施設等） ○下水道法 一部改正
6月	○瀬戸内海環境保全臨時措置法 一部改正（効力期限の2年延長） ○振動規制法 制定
7月	○廃棄物の處理及清掃に関する法律 一部改正
11月	○航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域 指定
12月	○建築基準法 一部改正（日影規制基準の設定等） ○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域 指定 ○自動車排出ガスの量の許容限度 設定
52年 3月	○悪臭防止法に基づく指定地域、規制基準 設定
6月	○大気汚染防止法施行規則 一部改正（窒素酸化物第3次規制等）
9月	○硫黄酸化物総量削減計画、総量規制基準、燃料使用基準 告示
11月	○振動規制法に基づく指定地域、規制基準 告示
12月	○工業用水法施行令 一部改正（泉州地域の一部を指定地域に指定）
53年 1月	○自動車排出ガス昭和54年規制、自動車騒音昭和54年度規制 告示
3月	○大阪地域公害防止計画 再策定

(2) 昭和53年度

年月日	府 関 係	年月日	国 等 関 係
昭 53. 4 . 1	生活環境部生活総務課と消費生活課を統合して消費生活課を、衛生部環境保健課と環境衛生課を統合して環境衛生課を設置	昭 53. 4 . 1	窒素酸化物に係る乗用車の昭和53年度規制実施
4 . 4	大阪国際空港第2次エアバステストフライトに伴う騒音測定実施（4日、5日）	4 . 4	運輸省、大阪国際空港第2次エアバステストフライトを実施
4 . 27	第27回府植樹祭（河内長野市）	4 . 20	環境庁窒素酸化物対策費用効果検討会、窒素酸化物対策の費用効果について中央公害対策審議会大気部会に報告
4 . 28	府公害審査会昭和53年（調）第2号（藤井寺球場）事件を受理	4 . 21	「瀬戸内海環境保全基本計画」閣議決定
5 . 8	第6回大阪湾海水汚濁対策協議会開催	5 . 21	第29回全国植樹祭（高知県）
5 . 29	低煙源拡散実態調査の実施（29日～6月3日、7月、8月、12月）	5 . 24	第34回全国公害行政協議会開催（24日、25日、岩手県）
6 . 1	第6回環境月間、瀬戸内海環境保全月間（1日～30日）	6 . 2	公害健康被害補償法施行令の一部改正（東大阪市、八尾市的一部分等を第一種地域に指定）
〃	環境問題講演会、公害モニター会議開催	6 . 13	「瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法を一部改正する法律」公布
6 . 5	自動車排出ガス公害防止ポスター展開催（5日～11日）		
6 . 6	記念講演会開催		
6 . 9	カラオケ騒音防止パンフレット作成、配布		
6 . 11	記念植樹の実施（久宝寺緑地）		
6 . 14	大阪自動車排出ガス対策推進会議開催		
6 . 18	知事、船上から大阪湾視察		
6 . 21	府公害審査会昭和52年（調）第1号（萱島）事件を終結		
6 . 23	府公害審査会昭和53年（調）第3号（藤井寺球場）事件を受理		
7 . 1	自動車排出ガス公害防止ポスターの作成、配布	7 . 1	建設省「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」事務次官通達
〃	大阪国際空港周辺営業者資金あっせん融資制度の実施		

年月日	府 関 係	年月日	国 等 関 係
昭 53. 7.12	府公害健康調査専門委員会議P C B小委員会開催	昭 53. 7.11	二酸化窒素に係る環境基準告示
7.20	第8回瀬戸内海環境保全知事・市長会議	7.21	自然に親しむ運動（21日～8月20日）
7.21	府公害審査会昭和52年（調）第3号（和泉織布工場）事件を終結	7.25	公害健康被害補償法施行令の一部改正（療養手当額引き上げ等）
		々	第20回自然公園大会 (25日、26日、瀬戸内海国立公園)
8.15	二色の浜環境整備事業に係る公有水面埋立免許		
8.25	府公害審査会昭和53年（調）第4号（八尾化成工場）事件を受理		
9.12	交通量算定手法調査実施（12日～10月3日、計5地域）	9月	運輸省、航空機騒音に係る環境基準5年改善目標達成状況把握のため騒音調査を実施
9.13	府公害審査会昭和53年（調）第1号（シヤトーモンシェリー）事件を終結		
々	第11回府自然環境保全審議会開催、オスジカ捕獲禁止、春日丘鳥獣保護区廃止の答申		
9.18	第43回府公害対策審議会、水質審議会開催		
9.27	府公害対策審議会第8回騒音・振動分科会開催	10.1	環境庁大気保全局に交通公害対策室設置
10.17	電気自動車の視察・試乗及び特別講演会開催		
10.19	自動車排出ガス等技術診断実施（昭和54年3月13日まで計10回）		
々	中国環境保護視察団来阪、府公害監視センター等を視察		
10.27	府建築基準法施行条例一部改正、日影規制を実施（昭和54年4月1日施行）	10.31	第35回全国公害行政協議会開催（31日、11月1日、奈良県）
11.10	府公害モニター研修会開催		
11.11	第1回二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議開催		
11.13	府公害審査会昭和53年（調）第5号（藤井寺球場）参加申立事件を受理		
11.15	銃猟禁止区域を設定（上音羽、大岩千提寺、本山寺、栗生間谷、美原、河内長野北、新家砂川）	11.15	大阪国際空港周辺整備促進資金（甲資金）融資制度の実施
11.24	第2回二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議開催		

年月日	府 関 係	年月日	国 等 関 係
昭 53.11.24	府公害審査会昭和53年（調）第6号（此花区工場騒音）事件を受理	昭 53.12.6	運輸省、周辺環境基盤施設整備事業費補助金交付制度の実施
12.6	周辺環境基盤施設整備事業費補助金交付制度の実施		
12.7	府公害審査会昭和52年（調）第4号（美原塗装工場）事件を終結		
12.13	府公害対策審議会第9回騒音・振動分科会開催		
12.19	府公害審査会昭和53年（調）第4号（八尾化成工場）事件を終結	12.25	大阪国際空港周辺整備促進資金（乙資金）貸付等制度実施
12.27	第3回二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議開催	54.1.1	窒素酸化物及び加速走行騒音に係るガソリン、LPG車の54年規制の実施
54.1.23	第4回二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議開催		
1.26	府公害審査会昭和54年（調）第1号（谷町建築騒音）事件を受理		
1.29	フランス国民会議公害問題調査団来阪、府公害監視センター等を視察（29日～30日）		
1.30	府公害審査会昭和53年（調）第6号（此花区工場騒音）事件を終結	2.3	環境庁「環境影響評価に係る技術的事項について（案）」とりまとめ
2.14	第5回二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議開催	2.16	運輸省、航空機騒音に係る環境基準5年改善目標達成状況について発表
2.19	市町村騒音・振動公害担当職員研修会実施（19日、20日）	2.26	環境庁、運輸省に対し航空機騒音に係る環境基準中間改善目標の達成について申し入れ
3.1	自動車排出ガスによる公害防止等に関する関係先への要請文送付		
3.19	第6回二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議開催		
3.20	第6回公害防止管理者等研修会開催	3.29	中央公害対策審議会「水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法等を定めるに当たっての基本的考え方について」答申
3.22	府公害健康調査専門委員会議開催		
3.31	二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議中間報告を提出	3.30	公害健康被害補償法施行令の一部改正（児童補償手当の額の引上げ等）